

2026 年9月4日
戸田工業株式会社

水質汚濁防止法違反に係る略式命令について

当社は、2026 年 4 月 13 日付「排水基準を満たさない排水の流出についてご報告とお詫び」にて公表いたしましたとおり、2025 年 12 月 7 日、当社小野田事業所(山口県山陽小野田市)において、排水処理工程の不具合および管理上の不備により、排水の pH が法令で定められた排水基準を下回る状態となり、基準を満たさない排水を事業所に隣接する海域へ流出させる事案を発生させました。本事案につき、水質汚濁防止法違反として 2026 年9月1日付で船木簡易裁判所より罰金 30 万円の略式命令を受けましたのでお知らせいたします。

本事案により、近隣住民の皆さまをはじめとする多くのステークホルダーの皆さまには、多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことにつき、心より深くお詫び申し上げます。当社は、当該事案発生以降、関係当局の調査等に全面的に協力するとともに、水質汚濁防止法遵守をはじめ再発防止策、コンプライアンス強化のための対策等を進めてまいりましたが、今回の略式命令を厳粛に受け止め、役職員一同、更なる法令遵守の徹底に取り組み、皆さまの信頼回復に全力を挙げて努めてまいります。

<参考>

2026 年4月 13 日付「排水基準を満たさない排水の流出についてご報告とお詫び」
<https://www.todakogyo.co.jp/img/2026041301.pdf>

<本件に関するお問合せ先>

経営企画室 広報グループ 宮原 幸治 TEL:082-577-0055

以上